



を言えること

- 社会の一員として、子どもの立場で意見を言えること
- 仲間と社会の活動に参加できること
- 考えや感じたことを自由に表現できること
- みんなで話し合って決めること
- 自分の意見を大切に受け止められること

参加する権利



あなたは一人ではありません。
あきらめないでください。

大切なのは、あなたが困っているとき、話を聞いてくれる友達や大人は必ず近くにいます。

大切な、あなたが困っているとき、話を聞いてくれる友達や大人は必ず近くにいます。

相談しやすい人に話をしてみてください。

家族、学校や習い事の先生、地域の人など、相談しやすい人に話をしてみてください。

(たとえば)

☆友達や近くの大人に相談してみましょう。

自分が大切にされていないと感じ、
つらさを感じ、
悲しい時には...

困った時には電話でも相談できるよ

- ◆子どもと親のサポートセンター
0120-415-446
- ◆24時間子供SOSダイヤル
0120-0-78310
- ◆ヤング・テレホン(千葉県警察少年センター)
0120-783-497
- ◆子ども人権110番
0120-007-110
- ◆千葉いのちの電話
043-227-3900
- ◆チャイルドライン千葉
0120-99-7777
- ◆よりそいホットライン
0120-279-338
- ◆児童相談所虐待対応ダイヤル
189 (いち はやく)
- ◆千葉県弁護士会子どもの専門相談
043-306-3851 (初回30分無料)



チーバくん

なまえ (名前)

子どもの権利ノート

～大切なあなたへ～

知ってほしい「子どもの権利条約」～



チーバくん

令和3年4月

千葉県



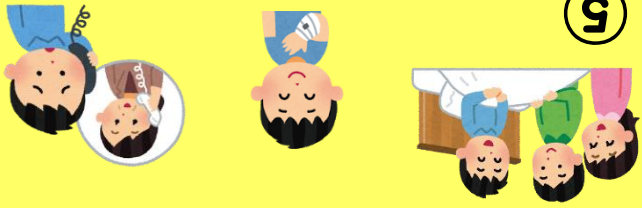
- 失敗しても何度でもやり直せること
- 疲れたときに、休むことができること
- 遊び、スポーツ、芸術などを楽しむること
- 教育を受けられること

育つ権利



- ことがでること。
- 病気の時に、病院等で手当てを受けること
- 命が守られ、安全に安心して暮らせること

生きる権利



- 一人ひとりの権利を尊重し、おのれの手当をしてもらえること
- 体や心が傷ついたりしたとき、回復するまで
- から守られること
- 自分大切にされること
- 虐待、いじめ、体罰、偏見、差別など
- 困ったときには、安心して相談
- できること

守られる権利

子どもたちへ伝えたいこと

あなたは、かけがえのない人間として誕生しました。
 そして、一人一人が、その人らしく幸せに生き、お互いの意見や気持ちを大切にしながら、家庭・学校・地域で安全に安心して生活する権利をもっています。
 このノートは、あなたも持っている大切な権利について知ってもらうために作成しました。
 私たち大人は、あなたが、いつでも、どこでも、どんな状況でも、安全に暮らしながら、希望をもって成長していくことを願っています。

☆これは、あなたのものです。時々、開いて見てください。
 あなたの力がめれるとうれしいです。



「子どもの権利条約」って

聞いたことありますか？

世界中の全ての子どもたちがもっている権利についてまとめた条約です。
 この条約では、子どもにも大人と同じく、ひとりの人間としてもっている権利を定めています。

私(子ども)たちには、どんな権利があるの？

- この条約は、大きく分けて、次の4つの子どもの権利を守るように定めています。
- 生きる権利
 - 育つ権利
 - 守られる権利
 - 参加する権利

こ けんり じょうやく じょうぶん 「子どもの権利条約」 条文

こ けんり じょうやく
「子どもの権利条約」にはどんなことが
か
書かれているのかみてみましょう。

こ けんり じょうやく
(子どもの権利条約

にほん きんかい じょうやく
日本ユニセフ協会抄訳より)



だい じょう こ ていぎ 第1条 (子どもの定義)

さい ひと こ
18歳になっていない人を子どもとします。



①

だい じょう さべつ きんし 第2条 (差別の禁止)

すべての子どもは、みんな平等にこの
じょうやく けんり
条約にある権利をもっています。
こ くに おとこ おんな
子どもは、国のちがいや、男か女か、
どのようなことばを使うか、どんな宗教
しん しゅうきょう
を信じているか、どんな意見をもって
いけるか、心やからだに障がいがあるか
ないか、お金持ちであるかないか、親が
どういう人であるか、などによって
さべつ
差別されません。



だい じょう こ 第3条 (子どもにもっともよいことを)

こ かんけい おこな
子どもに関係のあることを行うときには、
こ なに
子どもにもっともよいことは何かを
だいいち かんが
第一に考えなければなりません。

②

だい じょう こ よういく 第18条 (子どもの養育は

おや せきん
まずは親の責任)

こ そだ せきん ふ ぼ
子どもを育てる責任は、まずその父母
にあります。国はその手助けをします。

だい じょう ぼうりょく ほ こ 第19条 (暴力などからの保護)

おや ほごしゃ こ そだ あいだ
親 (保護者) が子どもを育てている間、
どなかたちであれ、子どもが暴力を
ふるわれたり、不当な扱いなどを受け
たりすることがないように、国は子ど
もを守らなければなりません。



⑤

だい じょう しょう こ 第23条 (障がいのある子ども)

こころ しょう こ
心やからだに障がいがある子どもは、
そんげん まも じりつ しゃかい さんか
尊厳が守られ、自立し、社会に参加し
ながら生活できるよう、教育や訓練、
ほけん せいかつ きょういく くんれん
保健サービスなどを受ける権利をもっ
ています。



だい じょう きょういく う けんり 第28条 (教育を受ける権利)

こ きょういく う けんり
子どもは教育を受ける権利をもっています。
くに こ しょうがっこう い
国は、すべての子どもが小学校に行けるよ
にしなければなりません。さらに上の学校
に進みたいときには、みんなにそのチャンス
が与えられなければなりません。学校のきま
りは、子どもの尊厳が守られるという考え方
からはずれるものであってはなりません。

⑥

だい じょう い けんり そだ けんり
第6条 (生きる権利・育つ権利)

すべての子どもは、生きる権利、
育つ権利をもっています。

だい じょう いけん あらわ けんり
第12条 (意見を表す権利)

子どもは、自分に関係のあることについ
て自由に自分の意見を表す権利をもっ
ています。その意見は、子どもの発達に応じて
じゅうぶん考慮されなければなりません。

だい じょう ひょうげん じゆう
第13条 (表現の自由)

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や
考えを伝える権利、知る権利をもっています。



3

だい じょう しそう りょうしん しゅうきょう じゆう
第14条 (思想・良心・宗教の自由)

子どもは、思想・良心・宗教の自由
についての権利をもっています。

だい じょう めいよ まも
第16条 (プライバシー・名誉は守られる)

子どもは、自分や家族、住んでいるところ、
電話や手紙などのプライバシーが守られます。
また、他人から誇りを傷つけられない権利
をもっています。



4

だい じょう やす あそ けんり
第31条 (休み、遊ぶ権利)

子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術
活動に参加する権利をもっています。



だい じょう せいてきさくしゅ ほご
第34条 (性的搾取からの保護)

国は、子どもが児童ポルノや児童買春
などに利用されたり、性的な虐待を受
けたりすることのないように守らな
ければなりません。

7

※もっとたくさんの「子どもの権利」
があります。
他にどんな権利があるのか、条文を
調べてみましょう。

こうえきざいだんほうじん にほん きょうかい
◎公益財団法人 日本ユニセフ協会

こ せんせい ひろば こ けんりじょうやく
【子どもと先生の広場：子どもの権利条約】
<https://www.unicef.or.jp/kodomo/kenri/index.html>

こうえきしゃだんほうじん
◎公益社団法人
セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

こ けんりじょうやく
「子どもの権利条約について」
https://www.savechildren.or.jp/about_sc/kodomonokkenri/index.html



チーバくん

8